

石川県公立大学法人建設工事及び物品購入等に係る取引停止等取扱規程

平成27年4月1日

石川県公立大学法人規程法第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公立大学法人における建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計及び機械類の製造又は施設の管理並びに物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この規程において「業者」とは、石川県公立大学法人契約事務規程（平成23年法人規程法第37号）第4条第1項及び第2項の規定により本学における一般競争参加者若しくは指名競争参加者の資格を有する者又はその他の者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該措置要件に該当する業者との取引停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する取引停止)

第4条 前条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。

2 前条の規定により共同企業体について取引停止を行うときには、当該共同企業体の業者である構成員について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。

3 前条又は前2項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(指名等の取り消し)

第5条 学長は、取引停止を行った業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止に係る特例)

第6条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ

別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（取引停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することになったとき。
 - (2) 別表第3号、第7号又は第8号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第3号、第7号又は第8号の措置要件に該当することになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期に2分の1まで短縮することができる。
- 4 学長は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月）まで延長することができる。
- 5 学長は、取引停止中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。
- 6 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わぬことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると学長が認める場合に限り取引の相手方とすることができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

第7条 第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することになった場合（第6条第2項の規定に該当することになった場合を除く。）には、それぞれ各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は法人の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにも関わらず、当該事案について、別表第7号又は第8号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第7号又は第8号に該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前項に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第7号又は第8号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く）
 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第

4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったとすることが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第7号又は第8号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(5) 法人の職員が、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）
又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（取引停止措置等の通知）

第8条 第3条若しくは第4条各項の規定により取引停止を行い、第6条第5項により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（下請等の禁止）

第9条 学長は取引停止の期間中の業者が本学の製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第10条 学長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

措置要件	期間	
(過失による粗雑な契約履行)		
1 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	1箇月以上	6箇月以内
(契約違反)		
2 第1号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上	4箇月以内
(贈賄)		
3 次のア、イ又はウに掲げる者が法人職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）。	逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上	12箇月以内
イ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。	3箇月以上	9箇月以内
ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。	2箇月以上	6箇月以内
(暴力団関係者)		
4 業者である個人、業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	6箇月以上	12箇月以内
5 業者である個人又は業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため暴力団関係者を使用したと認められるとき。	2箇月以上	6箇月以内
6 業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	2箇月以上	6箇月以内

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 本学発注の契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>8 次のア又はイに掲げる者が、法人発注の契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。</p>	<p>1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上 9箇月以内</p>